

6 認定・特例認定制度

(1) 認定・特例認定制度の概要

NPO 法人への寄付を促すことにより、NPO 法人の活動を支援することを目的として創られた制度が認定 NPO 法人制度です。NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき**一定の基準（9つの要件すべて）に適合した者が認定 NPO 法人になることができます。**

また、特例認定は、認定 NPO へのステップアップをめざす設立後 1 年を経過し 5 年以内までの NPO 法人を対象にした制度で、8 つの基準に基準緩和がなされ、3 年間の有効期間中に、認定の基準を目指すことができる制度です。

認定（及び特例認定）NPO 法人になると、その法人へ寄付をした市民や企業等の寄付者が、税制上優遇されたり、認定 NPO 法人自身が納める法人税が優遇されたりします。

（注）従来の「仮認定」制度は、平成 29 年 4 月から「特例認定」制度に名称が変更されました。

(2) 9つの認定基準

- ・パブリック・サポート・テスト（PST）の基準以上であること
- ※PST とは、法人活動がどれだけ多くの人に支えられているかを示す数値基準です。寄附金の額、寄付者の人数等によって計ります。
- ・主たる活動が共益的な事業ではないこと
 - ・運営や経理が適正であること
 - ・事業活動が一定の要件（宗教、政治活動や個人、団体の利益目的ではない）を満たしている
 - ・情報公開が適正に行われていること
 - ・所轄庁への書類提出は期限内に行っていること
 - ・法令違反、不正行為、公益に違反する事実等がないこと
 - ・法人設立後 1 年以上経過していること
 - ・欠格事由に該当していないこと

(3) 認定と特例認定

	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
要件	9つの要件すべてをクリア	パブリックサポートテストを除く8つの要件をクリア
有効期間	認定日から5年間	特例認定日から3年間
認定（特例認定）の更新	更新可能（再度、9つの要件に適合しているか調査します）	更新できません
対象	設立後1年を経過したすべてのNPO法人	設立後1年以上かつ5年以内のNPO法人
税制優遇措置の概要	<ul style="list-style-type: none">・寄付者（個人）は税金の寄附金控除を受けられます・寄附者（法人）は損金算入限度額が拡大・寄附した相続財産は非課税・NPO 法人会計で法人税算定でみなし寄附金を受けられます	<ul style="list-style-type: none">・寄付者（個人）は税金の寄附金控除を受けられます・寄附者（法人）は損金算入限度額が拡大

※認定、特例認定を受けたからといって、登記上で名称を変更する必要はありません。登記上はあくまで「特定非営利活動法人」又は「NPO 法人」です。ただし、法人の意向で、「認定特定非営利活動法人〇〇〇〇」と登記すること、名刺等に「認定」とつけることは自由です。

※「認証」と「認定」とはどう違うのか

NPO 法人の「認証」制度は、法令に定められた要件を満たしていれば、所轄庁は必ず設立を認める制度です。特定非営利活動を行う団体で、設立手続や申請書類等に不備がないと認められれば「認証」されます。

一方、認定 NPO や特例認定 NPO の「認定」制度は、認証された NPO 法人の中で、特に公益性が高く、組織運営や事業活動が適正に行われているかどうかを、PST や実態調査で確認した上で認められる制度です。

それは、認定されると税制面での優遇措置を受けることができる団体になり、そのような優遇措置を受けるに足る団体であることが求められるからです。

実態を伴っていないと「認定」されません。

※認定・特例認定制度に関する問い合わせ先

制度や申請手続き等については、下記にお尋ねください。

佐賀県 県民環境部県民協働課 電話番号 0952-25-7374

FAX 番号 0952-25-7561

メールアドレス kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp